

2024 年度（令和 6 年度）「学校いじめ防止基本方針」

学校 法人名	学校法人 筑紫女学園	
学校名	筑紫女学園中学校・高等学校	
担当者	河野 勝吾	T E L 092-771-3066

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようすることを旨として行う。

本校では、校訓である「自律・和平・感恩」の下、また、仏教教育を通して生かされていることの大切さを伝え、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策として、いじめが、『いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である』ことについて、生徒が十分に理解できるよう指導を行う。

学校及び教員の責務として、生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭その他の関係者と連携し、早期発見・早期対応の方針に基づき、いじめの問題を迅速に克服することを目標とする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

以下の取組を組織的に行うこととする。

- (1) 授業、仏教教育、ホームルーム活動をはじめとする全ての教育活動を通して、生徒が周囲の友人や教員と信頼できる関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができる環境、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを推進する。
- (2) 未然防止の取組の着実な成果を上げるために、生徒の出席状況や特別支援教育の視点からの生徒の行動観察を日常的に行い、教員間による情報共有を密にして、迅速な対応を行う。
- (3) スクールカウンセラーの配置等の教育相談体制を整備し、保護者及び関係者との連携を図り未然防止に努める。
- (4) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、関係機関と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (5) 学校いじめ防止基本方針をホームページへ掲載するとともに、生徒、保護者等に説明を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的な考え方

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行なわれたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早期発見に取り組む。
- ② 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で組織的に対応し、いじめを積極的に認知し、実態把握に取り組む。
- ③ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ① アンケート調査（記名式・無記名式）や定期的な「いじめ防止対策委員会」や「学年会議」の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめの実態を訴えやすい雰囲気を作る。
- ② 生徒の些細な変化に気付くために、出席確認時の生徒の観察、学級での様子や保健室の利用状況、休み時間や放課後の雑談を通じた生徒の状況把握などを意識的、積極的に行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を実践する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候があっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込みず、該当組織が中心となり、速やかに関係生徒から十分な聞き取りを行うなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、その結果を学校における「いじめ防止対策委員会」において直ちに情報を共有し、迅速に組織的な対応を図る。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人達）と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて懲戒による指導を行い、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察官経験者（スクールソポーター）など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である事を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

さらに懲戒による指導や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。（教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。）

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。すべての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、具体的な書き込み内容の確認を行った上で、問題があれば被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに直轄警察署に通報し、適切に援助を求める。定期的に開催している生徒指導協議会にて、各学校や中央警察署等との連絡を密に、連携を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
- ② 重大事態が発生した旨を、学校法人、知事に速やかに報告する。
- ③ 直ちに、学校法人、私学振興課と協議の上、当該事案に対する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。

- ④ いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 調査結果の提供及び報告

上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、学校法人、知事に速やかに報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を共有するため、学年会議を開催するとともに、運営委員会において対応を協議する。また、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

学校がいじめの発見・通報を受け、かつ、その事象が生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合は、それを重大事態と見なし、速やかに委員会を招集し、加えて専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー等との連携の下、事態の解決に当たる。

(4) 組織構成員

「いじめ防止対策委員会」の組織構成員は、校長、中学・高校教頭、中学・高校生徒指導部長、各学年主任、中学・高校保健主事とする。